

# 「福岡市共同住宅耐震改修工事費補助事業」について

福岡市では、震災に強いまちづくりを目的に、平成18年5月30日から住宅の耐震化を促進する支援策の一つとして「福岡市共同住宅耐震改修工事費補助事業」を実施しています。

これは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修に要する費用の一部に補助金を交付するものです。住宅の耐震改修を予定されている方は、まずご相談下さい。

## ■事前相談

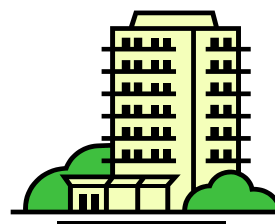
申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、耐震改修工事を予定している住宅の内容などについて市と必要な協議をお願いします。

**※工事を既に着手・完了した場合は、この事業の対象とはなりませんのでご注意ください！**

## ■補助対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した以下の条件を満たす共同住宅。（店舗等の用途を兼ねるものを含む）

- ・3階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上のもの
- ・現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行うもの。
- ・耐震改修促進法の認定等を受けたもの。



## ■補助内容、補助金の額

(A) 1戸につき400,000円を上限とし、耐震改修工事に要する額の23%に相当する額と延べ面積に50,200円を乗じて得た額の23%に相当する額のどちらか低い額

(段階的改修の場合)

(B) 第1回目：1戸につき200,000円を上限とし、第1回目の工事としてピロティ階の耐震改修工事に要する額の23%に相当する額と延べ面積に25,100円を乗じて得た額の23%に相当する額のどちらか低い額

(C) 第2回目：第2回目の耐震改修工事に要する額の23%に相当する額と(A)の上限額から第1回目の耐震改修工事の補助金(B)を差し引いた額のどちらか低い額

**※補助戸数に限りがありますので、耐震改修をご検討中の方は早めにご相談下さい。**

## ★事前相談及び問い合わせ先

福岡市住宅都市局建築指導部 建築物安全推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584

ホームページ：<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

福岡市ホームページ > くらし・手続き > 住まい・引越し > 住まいを建て替える・補修する >

耐震工事 > 住宅の耐震改修工事費補助事業(要綱及び様式をダウンロードできます)

(裏面の『手順の流れ』をご覧ください)

## 手続きの流れ

